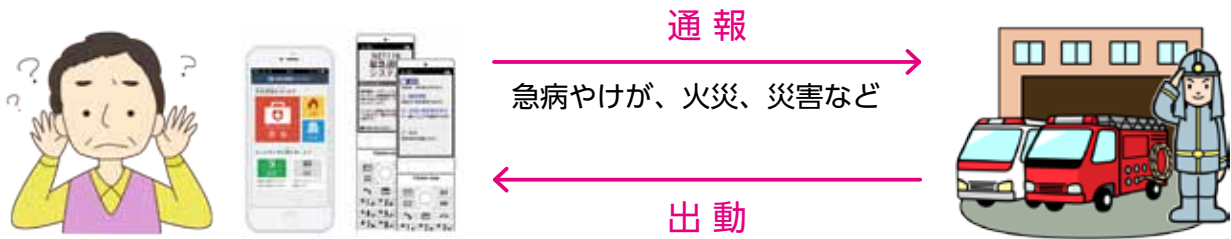


聴覚や言語に障がいのある人へ

緊急通報システム「NET 119」の説明会を開催します

緊急支援システム「NET 119」とは

聴覚や言語に障がいのある人のために、携帯電話やスマートフォンを使って、素早く消防署に通報することができるシステムです。



緊急支援システム「NET 119」登録説明会

島原地域広域市町村圏組合消防本部が緊急通報システム「NET 119」の運用に当たって、説明会を開催します。説明会に出席を希望する人は事前に申し込んでください。

▶と き 9月14日(水) 19時30分～

▶ところ 島原消防署

▶対象者 聴覚や言語に障がいがあり、音声による通報が困難な人

▶申込期間 8月1日(月)～8月19日(金)

▶申込方法 福祉課および有明支所に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください

※申込書は、市ホームページ (<http://www.city.shimabara.lg.jp/>) からダウンロードできます

▶申し込み・問い合わせ先 福祉課障害福祉班 (☎ 63-1111 内線 273)・有明支所 (☎ 68-1111)

消費者ホットライン「188」をご利用ください！

全国には、消費生活センターが786カ所(平成27年4月1日時点)あり、その他、全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されています。

「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口を案内し、窓口の存在や連絡先を知らない人などの消費生活相談の「最初の一步」をお手伝いするものです。

土・日曜、祝日で、市や県の消費生活センターなどが開所していない場合には、国民生活センターが相談を受けるなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて、原則毎日利用することができます。

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故などについて、どこに相談してよいか分からない場合には、1人で悩まずに、消費者ホットライン188番を利用してください。

いやや
188 泣き寝入り!
と覚えてね



◎市民相談・消費生活センター

市民相談・消費生活センターでは、日常のさまざまな心配ごとや悩みごと、悪質商法の被害や多重債務など、あらゆる相談を受け付けています。

相談には、専任の相談員が対応し、秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

【相談時間】平日 午前8時30分～午後5時15分

※相談は、土・日曜、祝日、年末年始を除く毎日受け付けています

※電話での相談も受け付けます

▶問い合わせ先 市民相談・消費生活センター (☎ 62-9100)

